

技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第64号

技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(技能職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 技能職員の給与に関する規則(昭和32年香川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(給料表) 第2条 略						(給料表) 第2条 給料表は別表第1に定めるとおりとする。					
別表第1 (第2条関係)						別表第1 (第2条関係)					
技 能 職 給 料 表						技 能 職 給 料 表					
職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
	1	略	略	略	略		1	略	略	略	略
	2						2				
	3						3				
	4						4				
	5						5				
	6						6				
	7						7				
	8						8				
	9						9				
	10						10				
	11						11				
	12						12				
	13						13				
	14						14				
	15						15				
	16						16				
	17						17				
	18						18				
	19						19				
	20						20				
	21						21				
	22						22				
	23						23				
	24						24				
	25						25				
	26						26				
	27						27				
	28						28				
	29						29				
	30						30				

89		261.900	297.000	323.500
90		262.300	297.500	323.900
91		262.700	298.000	324.300
92		263.100	298.500	324.700
93		263.500	299.000	325.000
94		263.900	299.500	325.400
95		264.300	300.000	325.800
96		264.700	300.500	326.200
97		264.900	300.900	326.500
98		265.200	301.400	326.900
99		265.400	301.900	327.300
100		265.700	302.400	327.700
101		266.100	302.800	328.000
102		266.300	303.200	
103		266.600	303.600	
104		266.900	304.000	
105		267.200	304.400	
106		267.500	304.800	
107		267.800	305.200	
108		268.100	305.600	
109	227.200	268.400	306.000	
110	227.600	268.700	306.400	
111	228.100	269.000	306.800	
112	228.600	269.300	307.200	
113	229.100	269.600	307.500	
114	229.600	269.900	307.900	
115	230.100	270.200	308.300	
116	230.600	270.500	308.700	
117	231.000	270.800	309.000	
118	231.400	271.100	309.400	
119	231.800	271.400	309.800	
120	232.200	271.700	310.200	
121	232.600	271.900	310.500	
122		272.200	310.900	
123		272.500	311.300	
124		272.800	311.700	
125		272.900	311.900	
126		273.200	312.300	
127		273.500	312.700	
128		273.800	313.100	
129		273.900	313.300	
130		274.200	313.700	
131		274.500	314.100	
132		274.800	314.500	
133		274.900	314.700	
134		275.200		
135		275.500		
136		275.800		
137		275.900		
再任用職員	192.200	203.500	225.700	247.000
備考	略			

89		262.200	297.400	323.900
90		262.600	297.900	324.300
91		263.000	298.400	324.700
92		263.400	298.900	325.100
93		263.800	299.400	325.400
94		264.200	299.900	325.800
95		264.600	300.400	326.200
96		265.000	300.900	326.600
97		265.200	301.300	326.900
98		265.500	301.800	327.300
99		265.700	302.300	327.700
100		266.000	302.800	328.100
101		266.400	303.200	328.400
102		266.700	303.600	
103		267.000	304.000	
104		267.300	304.400	
105		267.600	304.800	
106		267.900	305.200	
107		268.200	305.600	
108		268.500	306.000	
109	227.400	268.800	306.400	
110	227.900	269.100	306.800	
111	228.400	269.400	307.200	
112	228.900	269.700	307.600	
113	229.400	270.000	307.900	
114	229.900	270.300	308.300	
115	230.400	270.600	308.700	
116	230.900	270.900	309.100	
117	231.300	271.200	309.400	
118	231.700	271.500	309.800	
119	232.100	271.800	310.200	
120	232.500	272.100	310.600	
121	232.900	272.300	310.900	
122		272.600	311.300	
123		272.900	311.700	
124		273.200	312.100	
125		273.300	312.300	
126		273.600	312.700	
127		273.900	313.100	
128		274.200	313.500	
129		274.300	313.700	
130		274.600	314.100	
131		274.900	314.500	
132		275.200	314.900	
133		275.300	315.100	
134		275.600		
135		275.900		
136		276.200		
137		276.300		
再任用職員	192.400	203.800	226.000	247.300
備考	略			

(技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
附 則			附 則		
3 略			3 切替日の前日においてその者が属していた職務の級が7級であった職員の切替日における職務の級、給料月額及び標準職務は、技能職員の給与に関する規則第2条から第5条までの規定にかかわらず次のとおりとし、その者の給料の切替えに伴う措置については、職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員の例による。		
職務の級	給料月額	標準職務	職務の級	給料月額	標準職務
4級	390,100円	略	4級	390,500円	主席主事又は主席技師の職務

(技能職員の給与の特例に関する規則の一部改正)

第3条 技能職員の給与の特例に関する規則(平成20年香川県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>技能職員の給与に関する規則(昭和32年香川県規則第50号。以下「技能職員給与規則」という。)の適用を受ける職員(技能職員給与規則別表第1(以下「技能職給料表」という。))の職務の級1級の職員を除く。以下同じ。)の受ける給料月額、技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成21年香川県規則第39号。以下「平成21年改正技能職員給与規則」という。)附則第4項の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項の規定により給料の切替えに伴う措置として加えて支給される給料の額の合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、技能職員給与規則第2条並びに平成21年改正技能職員給与規則附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、<u>技能職給料表</u>に定める給料月額、平成21年改正技能職員給与規則附則第4項の規定により職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項の規定により給料の切替えに伴う措置として加えて支給される給料の額の合計額から、当該合計額に<u>100分の1</u>を乗じて得た額(その額に1円</p>	<p>1 技能職員の給与に関する規則(昭和32年香川県規則第50号。以下「技能職員給与規則」という。)の適用を受ける職員の受ける給料月額、技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成21年香川県規則第39号。以下「平成21年改正技能職員給与規則」という。)附則第4項の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項の規定により給料の切替えに伴う措置として加えて支給される給料の額の合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、技能職員給与規則第2条並びに平成21年改正技能職員給与規則附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、<u>技能職員給与規則別表第1(以下「技能職給料表」という。)</u>に定める給料月額、平成21年改正技能職員給与規則附則第4項の規定により職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員の例により支給される給料の額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項の規定により給料の切替えに伴う措置として加えて支給される給料の額の合計額から、当該合計額に<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗</u></p>

未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額(その額から知事等の給与等の特例に関する条例(平成20年香川県条例第11号)第1条第3項第2号の規定の例により算定した額を減じて得た額が、同項第3号の規定の例により算定した額から同項第1号の規定の例により算定した額を減じて得た額と、同項第4号の規定の例により算定した額から同項第5号の規定の例により算定した額を減じて得た額を12で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)との合計額を超える場合にあっては、同項第2号の規定の例により算定した額に当該合計額を加えた額)とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第2号に定める期間における同号に規定する職員については、この限りでない。

じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額及び平成21年改正技能職員給与規則附則第5項第2号に定める期間における同号に規定する職員については、この限りでない。

- (1) 技能職給料表の職務の級2級の職員(32号給以下の職員(平成21年3月31日における技能職給料表の職務の級2級の25号給以上の職員を除く。))を除く。)又は3級若しくは4級の職員 100分の2.8
 - (2) 技能職給料表の職務の級2級の32号給以下の職員(前号に掲げる職員を除く。) 100分の3
 - (3) 技能職給料表の職務の級1級の職員(68号給以下の職員を除く。) 100分の0.8
 - (4) 技能職給料表の職務の級1級の68号給以下の職員 100分の1
- 2 平成21年改正技能職員給与規則附則第5項の規定により給料の切替えに伴う措置として加えて支給される給料の額が支給される職員(平成21年3月31日において、一般職員の例により給料として支給されることとなる差額に相当する額が支給されていた職員に限る。)に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.75」と、同項第3号中「100分の0.8」とあるのは「100分の0.75」とする。

(技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成21年香川県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 職員の平成21年切替日以後の給料月額(平成21年切替日以後に決定された職務の級及び号給による給料月額をいう。以下同じ。)が前2項に規定する平成18年4月1日の前日における職務の級及び号給とみなされる職務の級及び号給に対応する同日における国家公務員行政職俸給表(二)に定められた俸給月額(技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年香川県規則第72号)の施行の日において、職員であってその職務の級及び号給が2級の32号給以下又は1級の68号給以下であるものにあつては100分の99.83、当該職員以外の職員にあつては100分の99.58を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、一般職員の例により、当該平成21年切替日以後の給料月額のほか、その差額に相当する額(以下「差額給料」という。)を給料として支給する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 職員の平成21年切替日以後の給料月額(平成21年切替日以後に決定された職務の級及び号給による給料月額をいう。以下同じ。)が前2項に規定する平成18年4月1日の前日における職務の級及び号給とみなされる職務の級及び号給に対応する同日における国家公務員行政職俸給表(二)に定められた俸給月額(技能職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年香川県規則第72号)の施行の日において、職員であってその職務の級及び号給が2級の32号給以下又は1級の68号給以下であるもの以外の職員にあつては、当該額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、一般職員の例により、当該平成21年切替日以後の給料月額のほか、その差額に相当する額(以下「差額給料」という。)を給料として支給する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に在職する職員(職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第16条の3に規定する職員をいう。)には、知事等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成22年香川県条例第38号)附則第2項の規定の例により給料を支給する。